

せいかつ ほ ご まも  
生活保護で守っていただきたいこと

しゅうにゆうとう とどけで  
～ 収入等の届出について ～

<令和8年7月版>



ちばし ほけんふくし しゃかいえんごか  
千葉市〇〇保健福祉センター社会援護課

でんわ  
電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇

# I 収入や世帯状況に変化があった時は届出をしてください。

生活保護を受けている間、あなたの世帯に収入があったときや世帯員の状況に変化があったときには、保健福祉センターの社会援護課に速やかに届け出なければなりません。

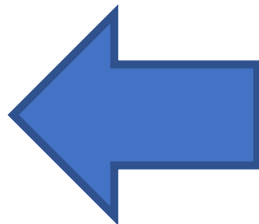
## 1 収入や資産の届出

### ① 働きによる収入

働きによる収入があったときは、必ず届け出てください。

- 例
- 定期的な収入（毎月の給料など）
  - 臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）
  - 未成年者の（高校生含む）のアルバイト収入 など

※ きちんと届出を行えば、働きによる収入のうちの一部（必要経費など）は収入として認定されず、生活保護費として受け取ることができるようになります。



### ② 働きによらない収入

年金や仕送り・援助など、働きによらない収入があったときも、必ず届け出てください。

- 例
- 年金や児童手当などの公的手当の収入
  - 生命保険の入院給付金や解約返戻金
  - 世帯員以外の人からの仕送りや援助
  - 交通事故の相手方からの損害賠償金
  - 動画配信や広告による収入
  - インターネットオークションやフリマサイトの売上金（ポイント） など

※ 生活保護受給中の借金借入と返済は、認められたもの以外、してはいけません。生活保護費で借金を返済することになってしまうからです。生活保護費で借金を返済していることが分かれば、生活保護が停止または廃止される可能性があります。

### ③ ③ 資産

資産があるときも、必ず届け出てください。

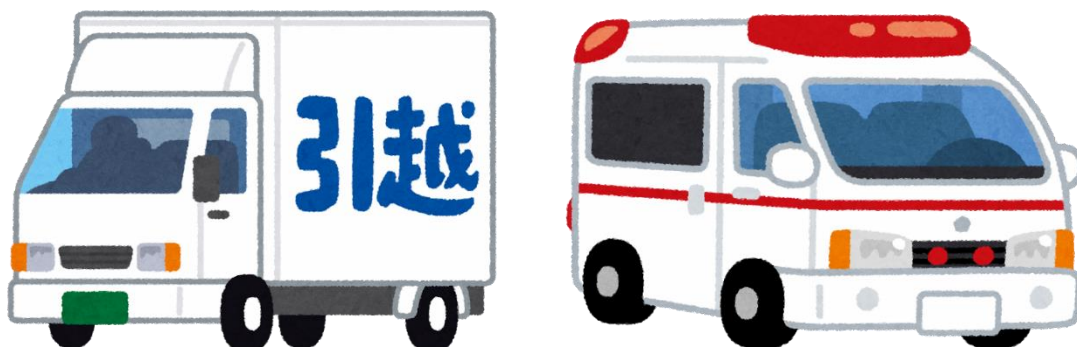
- 例 ● 土地や家などの不動産  
 ● 各種保険（生命保険、学資保険、損害保険等）  
 ● 自動車や高価な貴金属類 など



## 2 世帯状況の変化の届出

家族が増えたときや減ったときは、必ず届け出てください。

- 例 ● 引っ越し（転出または転入）  
 ● 入院または退院  
 ● 出生や死亡 など



## Ⅱ きちんと届出をしないと不正受給になります。

- 届出をきちんと行わないと、受け取った生活保護費を千葉市に返さなければならなくなる場合があります。
- わざと正しく届出を行わなかったり、収入や資産を隠したりして不正に生活保護費を受給すると「不正受給」となり、警察に告訴・告発されたり、返還しなければならない生活保護費に40%の金額が上乗せされたりすることがあります。
- 千葉市は収入の申告額が正確かどうかの調査（課税調査）を行っています。また、不正受給に関する情報をWEBや電話で受け付けています。
- 告訴や告発された場合も、返還しなければならない生活保護費の支払いは免除されませんので、多大な損失を被ることになります。千葉市においても、被害届を提出して詐欺罪等により逮捕にまで至ったケースがあります。
- 必要な指導・指示に従わない場合は、生活保護の停止や廃止となる場合もあります。

### ◆ 生活保護法

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

## Ⅲ おわりに

- 生活保護は、みなさんの健康で文化的な生活を守るための制度です。定められたルールを守り、正しく届出等を行ってください。
- わからないことや相談したいことがあれば、あなたの担当ケースワーカーに遠慮なくお尋ねください。